

平成十七年文部科学省令第三十七号

登録認証機関等に関する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録認証機関等に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 登録認証機関（第二条—第十五条）
第三章 登録検査機関（第十六条—第二十九条）	第四章 登録定期確認機関（第三十条—第四十一条）
第五章 登録運搬物確認機関（第四十四条—第五十七条）	第六章 登録埋設確認機関（第五十八条—第七十一条）
第七章 登録濃度確認機関（第七十二条—第八十五条）	第八章 登録試験機関（第八十六条—第九十八条）
第九章 登録資格講習機関（第九十九条—第一百十条）	第十章 登録放射線取扱主任者定期講習機関（第一百十一条—第一百二十一条）
第十一章 登録特定放射性同位元素防護管理者（定期講習機関）（第一百二十二条—第一百三十二条）	第十二章 雜則（第一百三十三条）

第一章 総則（定義）	第二章 登録認証機関（登録の申請）
第一条 この規則において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。	第一条 法第三十九条の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
第二条 法第三十九条の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。	第二条 法第三十九条の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
イイ 揭げる書類	イイ 揭げる書類

口 役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び経歴を記載した書類

ハ 法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

二 法第四十一条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類

本申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立における財産目録。以下同じ。）

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ 法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類

二 資産に関する調書

三 設計認証員等の氏名を記載した書類及び設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

三 設計認証員等の氏名を記載した書類及び設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

三 設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

三 設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

三 設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

三 設計認証員等が法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 設計認証業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

2 登録認証機関は、設計認証等を行ったときには、当該設計認証等を行った日の属する月の翌月末日までに、別記様式第三による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（設計認証等の拒否の通知）

五条 登録認証機関は、設計認証等を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該設計認証等を求めた者に通知しなければならない。（登録事項の変更の届出）

第六条 登録認証機関は、法第四十一条の四の規定による届出をしようとするときは、別記様式第四の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（設計認証業務規程の認可の申請）

第七条 登録認証機関は、法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、設計認証業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。（設計認証業務規程の認可の申請）

二 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとの表示する方法とする。

二 法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 登録認証機関は、法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、設計認証業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。（設計認証業務規程の記載事項）

十一 その他設計認証業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

九条 登録認証機関は、法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

十条 法第四十一条の七第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

二 法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

二 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとの表示する方法とする。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 登録認証機関は、法第四十一条の五第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を別記様式第八の届書に、設計認証員等に選任した者に提出しなければならない。

	二 法第四十一条 登録認証機関の氏名又はその四の規定による名称及び住所
会規則で定める事項は、次のとおりとする。	三 法第四十一条の六の許可をしたとき
一 設計認証等を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先	一 登録認証機関の氏名又は名称及び住所
二 設計認証等の求めに係る書類の受理年月日	二 休止し、又は廃止する設
三 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器の名称及び用途	三 設計認証業務の範囲
四 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器に備された放射性同位元素の種類及び数量	四 設計認証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する
五 設計認証等の求めに係る放射性同位元素装備機器の設計の名称及び製造者名	年月日
六 設計認証等のための審査を行つた設計認証員等の氏名	は、その期間
七 審査の結果	三 変更する年月日
八 認証番号及び設計認証等を行つた年月日	四 法第四十一条 登録認証機関の氏名又は
九 その他設計認証等に關し必要な事項	の十二の規定により名称及び住所
法第四十一条の十三の帳簿は、設計認証業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。	又は登録を取り消し二 登録を取り消し、又は設務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日
(設計認証業務の引継ぎ)	一部の停止を命じた年月日
第十四条 登録認証機関は、法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。	一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた設計認証業務の範囲及びその期間
一 設計認証業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。	一部を行わないものとする設計認証業務の範囲
二 設計認証業務に關する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。	二 行わないものとする設計認証業務の範囲
三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項	のとすること。
(公示)	六 法第四十一条の十四第二項の規定により原子力規制委員会が自ら行つた設計認証業務の全部又は一部を行わないものとするとき。
第十五条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。	一 設計認証業務の全部又は一部を行わないものとするとき。
一 法第十二条の一 登録認証機関の氏名又は二第一項の登録を名称及び住所	二 法第四十一条の十五の登録の申請をしようとする者は別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。
三 設計認証業務を行う事業所の所在地	一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
四 登録した年月日	イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	（登録の申請）
	第三章 登録検査機関
第十六条 法第四十一条の十五の登録の申請をしようとする者は別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。	

二 法第四十一条の十六において準用する法
　法第四十一条の十六において準用する法
　法第四十一条第一項第三号イからハまでのい
　ずれにも該当しないことを説明した書類
　申請日の属する事業年度の直前の事業
　年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財
　産目録又はこれらに準ずるもの

二 申請者が個人である場合にあつては、次に
　掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 法第四十一条の十六において準用する法
　法第四十一条各号のいずれにも該当しないこと
　を説明した書類

ハ 法第四十一条の十六において準用する法
　法第四十一条第一項第三号ハに該当しないこ
　とを説明した書類

二 資産に関する調査書

三 檜査員等の氏名を記載した書類及び検査員
　等が法第四十一条の十六において読み替えて
　準用する法第四十一条第一項第一号又は第二
　号に該当する者であることを説明した書類
　四 檜査業務以外の業務を行つているときは、
　その業務の種類及び概要を記載した書類
　（登録の更新）
　（施設検査等の方法等）

第十七条 法第四十一条の十六において準用する
　法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けよ
　うとする者は、登録の有効期間満了日の九十
　日前から三十日前までの間に別記様式第二の申
　請書に前条各号の書類を添えて、原子力規制委
　員会に提出しなければならない。

第十八条 法第四十一条の十六において読み替え
　て準用する法第四十一条の三第二項の原子力規
　制委員会規則で定める方法は、次に掲げるもの
　とする。

一 施設検査は、次に掲げる方法により行うこ
　と。
　イ 施行規則第十四条の十四第二項（施行規
　　則第十四条の十五において準用する場合を
　　含む。以下この号において同じ。）の申請
　　書及び同項の書類（以下この号において
　　「施設検査添付書類」という。）をもつて申
　　請に係る事業所等において実地に行うこ

口 施設検査添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、使用施設又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が法第三条第一項本文若しくは第四条の二第一項の許可又は法第十一条第二項若しくは第十一条第二項の変更の許可の内容（法第八条第一項（法第十条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件を含む。）に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて検査を行うこと。

二 定期検査は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 施行規則第十四条の十七第二項（施行規則第十四条の十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書及び同項の書類（同項ただし書に該当する者が受ける定期検査にあつては同項第二号の書類。以下この号において「定期検査添付書類」という。）をもつて申請に係る事業所等において実地に行うこと。

ロ 定期検査添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、使用施設又は廃棄物詰替施設等が法第六条第一号から第三号まで又は法第七条第一号から第三号までこの技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて検査を行うこと。

別記様式第五の申請書に、検査業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

登録検査機関は、法第四十一条の十六において準用する法第四十一条の五第一項後段の認可を受けようとするときは、別記様式第六の申請書に、検査業務規程（変更に係る部分に限る）を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（検査業務規程の記載事項）

第二十二条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査業務を行う時間及び休日に関する事項

二 検査業務を行う場所に関する事項

三 検査業務の実施方法に関する事項

四 施設検査等の信頼性を確保するための措置

五 施設検査等に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項

六 施設検査合格証又は定期検査合格証の交付に関する事項

七 検査員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項

八 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

九 検査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

十一 その他検査業務の実施に関する必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第**二十三**条 登録検査機関は、法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可を受けようとするときは、別記様式第七の申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第二十四条 法第四十一条の十六において準用する法第四十一条の七第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法とする。

法第四十一条の十六において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののみで、登録検査機関が定めるものとする。

2 法第四十一条の十六において準用す

る法第四十一条の七第二項第三号の原

子力規制委員会規

則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののみで、登録検査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作付する方法

（検査員等の選任の届出等）

第二十五条 登録検査機関は、法第四十一条の十において読み替えて準用する法第四十一条の八第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、検査員等に選任された者が法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（登録検査機関は、検査員等の氏名について変更が生じたとき、又は検査員等を解任したときは、法第四十一条の十六において準用する法第四十一条の八第一項後段の規定により、別記様式第九の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。）

第二十六条 登録検査機関は、役員を選任したとき、その日から十五日以内に、別記様式第十の届書に、その者の経歴を記載した書類及び法第四十一条の十六において準用する法第四十一条第一項第三号口及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の届出）

第二十七条 法第四十一条の十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設検査等を行った検査員等の氏名

二 施設検査等を行った検査員等の住所

三 検査業務の範囲

四 検査業務の結果

五 検査業務の番号

六 検査業務の結果

七 その他施設検査等に関する必要な事項

（検査業務の引継ぎ）

第二十八条 登録検査機関は、法第四十一条の十において読み替えて準用する法第四十一条の六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 検査業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

二 検査業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

（公示）

第二十九条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十二条の八第一項登録検査機関の氏名

二 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

三 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

四 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

五 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

六 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

七 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

八 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

九 法第四十一条の十一登録検査機関の氏名

（登録の申請）

二 施設検査等の求めに係る書類の受理年月日

三 施設検査等を行った年月日

四 施設検査等を行った検査員等の氏名

五 施設検査等の結果

六 施設検査合格証又は定期検査合格証の番号

七 及び交付年月日

八 在地

四 検査業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間

一部を休止する場合にあっては、その期間

本申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに准ずるもの

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 法第四十一条の十八において準用する法第四十一条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

ハ 法第四十一条の十八において準用する法第四十一条第一項第三号ハに該当しないことを説明した書類

ニ 資産に関する調査

三 定期確認員等の氏名を記載した書類及び定期確認員等が法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一号に替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類

四 は、その業務の種類及び概要を記載した書類（登録の更新）

第五条 法第四十一条の十八において準用する法第四十一条の二第一項の登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了日の九日前から三十日までの間に別記様式第二の（定期確認の方法等）

第三十一条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会に提出しなければならない。

第三十二条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとおり（定期確認の方法等）

一 施行規則第十四条の二十二第二項の申請書及び同項の書類（同項ただし書に該当する者が受けた定期確認にあつては同項第二号の書類）をもつて申請に係る事業所等において実地に行うこと。

二 法第二十条第三項の記録又は法第二十五条第一項若しくは第三項の帳簿の記載事項に疑義があるときは、施設の状況の目視、関係者からの聞き取り等により行うこと。

三 登録定期確認機関は、定期確認を行ったときは、当該定期確認を行つた日の属する月の翌月末までに、別記様式第十二による報告書を原子力規制委員会に提出しなければならない。（定期確認の拒否の通知）

第三十三条 登録定期確認機関は、定期確認を行ふことを拒否するときは、その旨を理由を付し（定期確認の拒否の通知）

（登録事項の変更の届出）

第三十四条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項第三号ロに該当しないこと）

（定期確認業務規程の認可の申請）

第三十五条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項第三号の原子力規制委員会に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十六条 法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示しなければならない。

（定期確認業務規程の記載事項）

第三十七条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項第三号の原子力規制委員会に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第三十八条 法第四十一条の十八において読み替えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期確認業務規程の記載）

第三十九条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第八の届書に、定期確認員等の選任された者が法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期確認員等の選任の届出等）

第四十条 登録定期確認機関は、法第四十一条第一項第三号ロ及びハに該当しないことを説明した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

（定期確認業務の引継ぎ）

第四十二条 登録定期確認機関は、法第四十一条の十八において読み替えて準用する法第四十一条第一項前段の規定による届出をしようとするときは、別記様式第九の届書を原子力規制委員会に引き継ぐこと。

（定期確認業務の引継ぎ）

第四十三条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。（公示）

一 法第十二条の十の一 登録定期確認機関の登録をしたとき。

二 法第四十一条の十一 登録定期確認機関の登録をした年月日

三 定期確認業務の内容

四 登録した年月日

（定期確認業務の内容）

</

<p>六 法第四十一条の一 防護管理者定期講習業 四十六において読み務の全部又は一部を行わな 替えて準用する法第二項のものとする年月日 四十一条の十四第二二行かないものとする防 項の規定により原子護管理者定期講習業務の範 力規制委員会が自ら行つては、な 者定期講習業務の全 部又は一部を行わな いものとするとき。</p>
<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (指定機構確認機関等に関する規則の廃止)</p>
<p>第二条 指定機構確認機関等に関する規則(昭和五十五年總理府令第六十一号)は、廃止する。 (報告書の作成等に関する経過措置)</p>
<p>第三条 この省令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十九号)による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「旧法」という。)第二十九条第一項の指定、旧法第四十一条の九第一項の指定、旧法第四十一条の十第一項の指定又は旧法第四十一条の十九第一項の指定を受けている者が行うべき前条の規定による廃止前の指定機構確認機関等に関する規則(以下「旧規則」という。)第十一条第一項の機構確認結果報告書、旧規則第十八条第一項の検査結果報告書、旧規則第二十三条第一項の運搬物確認結果報告書又は旧規則第三十九条第一項の講習等結果報告書及び講習等修了者一覧表の作成並びにこれらの書類の文部科学大臣に対する提出については、なお従前の例による。</p> <p>(帳簿の作成等に関する経過措置)</p>
<p>第四条 この省令の施行の際現に旧法第三十九条第一項の指定、旧法第四十一条の九第一項の指定、旧法第四十一条の十第一項の指定、旧法第四十一条の十二第二項の指定又は旧法第四十二条、第十九条、第二十四条、第三十三条又は第四十条の帳簿の作成及び保存については、なお従前の例による。</p>

附 則（平成一八年四月二八日文部科学省令第二六号）
この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則（平成二一年一〇月九日文部科学省令第三三号）抄
(施行期日)
附 則（平成二四年三月二八日文部科学省令第九号）抄
(施行期日)
附 則（平成二四年七月五日文部科学省令第二六号）
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。
附 則（平成二五年三月二九日文部科学省令第八号）
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成三〇年一月五日原子力規制委員会規則第一号）
(施行期日)
第一 条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、別表第二に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

規定期に規定する事項について定めるものに変更し、平成三十一年八月三十日までに原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一〇日原子力規制委員会規則第一号）
この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二二日原子力規制委員会規則第二一号）
(施行期日)
第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
(調整規定)

第二条 この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十号）により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によつてまず改正され、次いでこの規則によつて改正されるものとする。

別記様式第1（第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条、第122条関係）

2 「事業所」、事業所の名称及び所在地については、業務を行う事業所の名称及び所在地を記載すること。業務を行なう事業所が複数ある場合には、全て記載すること。
 3 「業務の内容」、業務の内容の概要を記載するとともに、「(計算については別紙のとおり)」と記載し、業務の内容を詳細に記載した別紙を添えること。
 備考1 この用紙は、日本産業規格A-4のつづり込穴とすること。

不要の文字は、抹消すること。
5 その他の記載事項は、原本と副本各1通とすること。
6 その申請書類の原本は、税理士登録簿等に関する規則に規定する書類を、それら
7 すべての一覧表とともに添えること。
8 表面に墨跡免許証納付書又は領収証書を貼り付けること。

(四) 税款的扣缴和代付

別記様式第2（第3条、第17条、第31条、第45条、第59条、第73条、第87条、第100条、第112条、第123条関係）

2 「事業」の名称及び所在地については、事業を行なう旨の表示を称號及び所在地に記載すること。事業を行なう所が複数ある場合は、同一記載をすること。
3 「登録の事項」、事業の内容を記載するとともに、(印影)については別紙のとおり記載し、事業の内容を記載するときに記載して別紙に記載すること。
4 「登録の申請書類」については、別紙第4号に添付すること。
5 「要件の文書」は、既存の文書として、正本及び複数枚提出すること。
6 「登録の申請書類」については、別紙第5号に規定する所と同様に機関内に開設する所類である。それらの書類の一覧表と共に添えること。

別記様式第3（第4条第2項関係）

登記記入用紙(第4項・第2項規範)		登記番号(注1)
政治団結登録系報告書		
年　月　日		
電子化機関登録番号		
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
登記認可機関等による規範第4項・第2項の規定により、次のとおり報告します。		
該登記事項は以下の如きと同一である。		
登記認可機関等を受けた際の 氏名又は名称	郵便番号() 住所(都道府県 市町村) 電話番号()	
登記事項(注2)	郵便番号() 住所(都道府県 市町村) 電話番号()	
該登記事項は自己負担で、登記料を支拂い、且つ登記手続費を支拂い、且つ登記手續料を支拂った旨の届出と同一と文書化された旨の届出と同一である。		
登記料 支拂 金額 及 び 周 期		
登記料に同様の金額及び期間		
該登記事項及び登記申請者名		
登 記 申 請 年 月 日		

注2 「整理番号」の欄には、記載しないこと。
2 「事務所等」：就労型同位光電子機器の製造者等が当該機器を製造する場所又は輸入した就労型同位光電子機器について検査する場所について記載すること。
3 「許可証の年月日及び番号」：法第3条の2第1項の基出をした年月日又は法第4条第1項の基出をした年月日。法第3条の2第1項は法第4条1項の基出の際に通知された番号である場合には、当該通知番号を併せて記載すること。

4 「放射性同位元素の種類及び数量」 記載欄に記載しきれないときは、別の用紙に記載して添えること。
参考 この用紙は、日本産業規格A-4のつづり込式とすること。

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込式とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第4（第6条、第20条、第34条、第48条、第62条、第76条、第90条、第102条、第114条、第125条関係）

3 「定期確認紙の交付年月日及び番号」 確認の結果、定期確認紙を交付しなかつ
ては、その理由及び既往の見通しについて記載すること。
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1 「整理番号」、この欄には記入しないこと。
2 「許可番号(出版使用者等の区分)」 許可番号出版者、図書出版販売業者、図書販賣業者等
3 「連絡の目的」、当該連絡に係る出典地及び所在地の事業所等の名称及び所在地
4 「名前」、MTR連絡登録する旨及び連絡番号を記載すること。
5 「MTR連絡登録する旨及び連絡番号を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15（第74条第2項関係）

4 「済度確認対象物の種類及び範囲」 済度確認対象物の種類については、同一会員によって記された複数の場合は済度の別途算定し、シートクリアガラス等複数で記載してはしないものに限り記載すること。

5 「済度確認の方法」 記載欄に記載しないときは、別用紙に記載すること。

6 「済度確認の結果」 記載欄に記載しないときは、他の用紙に記載すること。

7 「済度確認の交付日及び添付書類」 算出の結果、済度確認書を交付する場合には、以下の項目及び添付書類について記載すること。

備考1 「この算出の大きさは、日本標準規格Aのつづりには応じること。」

2 「この報告書の複数部数は、原本と副本各一通とすること。」

別記様式第16（第89条第1項関係）

規約登録		第4条第1項規約	
		規約登録手続書	
		年月日	
被子力規約委員会 構成員		氏名(法人にあっては、その代表及び被委託者の氏名)	
被子規約賛同書に係る規約の各項の規定により、次のとおり操作します。			
規約登録手続書に係る規約の各項の規定により、次のとおり操作します。			
規約登録年月日		申込者欄	
受取者欄		合規者欄	

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この回収票には、合格者の氏名、生年月日、住所及び試験の課目ごとの成績を記載した合格者への一覧表を添えること。

別記様式第17（第95条第1項関係）

被験者ID(B17)(第35条第1項関係)	
被験者名(12)	
被験試験機関 被験員兼任役名	
年 月 日	
原子力規制委員会 様	
氏 名(法人あつては、その名称及び代表者の氏名)	
被験試験機関の名称(法第41条の3において読み替へて適用する場合は、法第41条の3の規定による登録番号)及び、次のとおり記載せよ。	
運営した 試験実験の品目	
担当する 試験の種類	
運営した 年 月 日	

注 「整埋番号」 この欄には、記載しないこと。
備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この用紙には、試験委員に選任された者が放射性同位元素等の規制に関する法律第41条の28第2号に該当する者であることを説明した書類を添えること。

登録番号(記入欄)	年月日
電子力規制委員会 様	
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
説明責任行方不明等が発生する場合に当該法規制41条において適用する同法規制41条の規定による届出の規定により、次のように記入せよ。	
性別	男
誕生日	西暦
登記者名	内閣省
登記者住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番地
登記者電話番号	03-5241-4444

注:「登録番号」この欄には、記載しないこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。

登録番号(記入欄)	年月日
資料提出書類提出者	
電子力規制委員会 様	
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
説明責任行方不明等が発生する場合に当該法規制41条の規定により、次のように記入せよ。	
登記料額(税込)の合計額	税込
登記料額(税込)の支拂額	支拂
登記料額(税込)の未支拂額	未支拂
登記料額(税込)の未支拂額の支拂日	支拂日

注:「登録番号」この欄には、記載しないこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。

登録番号(記入欄)	年月日
登録資料提出者	
電子力規制委員会 様	
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
説明責任行方不明等が発生する場合に当該法規制41条において適用する同法規制41条の規定による届出の規定により、次のように記入せよ。	
登記料額(税込)の合計額	税込
登記料額(税込)の支拂額	支拂
登記料額(税込)の未支拂額	未支拂
登記料額(税込)の未支拂額の支拂日	支拂日

注:「登録番号」この欄には、記載しないこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。

登録番号(記入欄)	年月日
登録資料提出者	
電子力規制委員会 様	
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
説明責任行方不明等が発生する場合に当該法規制41条において適用する同法規制41条の規定による届出の規定により、次のように記入せよ。	
登記料額(税込)の合計額	税込
登記料額(税込)の支拂額	支拂
登記料額(税込)の未支拂額	未支拂
登記料額(税込)の未支拂額の支拂日	支拂日

注:「登録番号」この欄には、記載しないこと。
参考:この用紙の大さきは、日本郵便宛入4種のこと。

別記様式第222(第113条第1項、第124条)
第1項關係)

2) この報告書によれば、放剝取扱業者定規標準に於いては放剝取扱業者定規標準
管の者との氏名、年月日及び住所、放剝取扱業者定規標準の了承の交付
年月日、放剝取扱業者定規標準の各部の年月日及び住所を記載して置かれて
いる。この事項は、放剝取扱業者定規標準の年月日及び住所を記載して置かれて
いるが、放剝取扱業者定規標準に於いては特定的性質の光陰防護管理者とし
て記載している事項である。この事項は、放剝取扱業者定規標準に記載して
いるが、放剝取扱業者定規標準に於いては特定的性質の光陰防護管理者とし
て記載している事項である。この事項は、放剝取扱業者定規標準に記載して
いるが、放剝取扱業者定規標準に於いては特定的性質の光陰防護管理者とし
て記載している事項である。この事項は、放剝取扱業者定規標準に記載して

別記様式第23（第115条第1項、第126条
第1項関係）

開業登録書式		(第115条第1項、第160条第1項)	
		税務登録番号	
		年月日	
登記 許可 管理 会社 業者 定期 檢査		備考 事務取扱規程	
定期検査回向会社防護管理者定定期調査			
原子力規制委員会 殿			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
放射性廃棄物規制等の規則に関する法律 第41条の35第1項規程		の規定により、 この規程が適用される場合	
第41条第14項第1項規程			
ハトヨリ押印けます。			
新規登録 千葉市 年月日			

注 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 この箇欄には、書類規程を添えること。

別記様式第24（第115条第2項、第126条
第2項関係）

主 催 機 関		(第115条第2項、第120条第2項関係)
登録番号(記入欄)		
教 育 総 監 番 号 任 充 律 式 講 習 登録 特別性別同様式の文化財の登録制度実施規則		
開催 業務規制実施局 年 月 日		
原子力規制委員会 殿		
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		
放射性同位元素等の規制に関する法律 第410条の3第1項後段 第410条の4第1項後段の規定により、 お問い合わせ下さい。		
変更しようとする事項		
変更しようとする申請書類		
変更の 作 成		

は、「整理番号」。この欄には、記載しないこと。

別記様式第25
(第1117条、第128条関係)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。